

中村公園

指定管理者 特記仕様書

平成 27 年 9 月

名古屋市 緑政土木局

目 次

- 植物病虫害防除特記仕様書…………… 1
- 中村公園 特殊樹木維持管理 特記仕様書…………… 4
- 中村公園 地域等協働 特記仕様書…………… 5
- 中村公園 夏まつり 特記仕様書…………… 7
- 中村公園 記念館冷暖房機器 特記仕様書…………… 10

中村公園指定管理者 特記仕様書（平成 27 年 6 月版）

からの変更箇所をアンダーラインで示してあります。

平成 26 年 4 月 1 日

植物病虫害防除特記仕様書

本仕様書は、公園・緑地及び街路樹等管理で植物の病虫害防除を実施する場合に適用し、「名古屋市施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋外 農薬編）」及び「土木工事標準仕様書」に定めるほか、下記によるものとする。

1 病虫害の調査及び防除について

- (1) 監督員が病虫害の発生状況調査を指示したときは、植物の状態をよく観察し病虫害の早期発見に努めること。
- (2) 調査で被害の発生が確認された場合は、速やかに害虫の捕殺もしくは被害部の切除などを行い、被害の拡大防止に努めること。
- (3) 作業完了後は、被害発生の位置・被害が発生した本数（または区域）・植物名・発生病虫害名を監督員に報告すること。

2 薬剤について

- (1) 事前に監督員の承諾を得て使用すること。
- (2) 使用する薬剤の選定にあたっては、適用植物種や適用病虫害及び希釈倍率等の薬剤の使用基準を確認すること。また、より安全性に配慮した薬剤を優先して選定すること。
- (3) 薬剤による病虫害防除を実施したときは、別添の「薬剤使用実績報告書」を監督員に提出すること。

3 薬剤散布（打込み施工も含む）について

- (1) 散布を行う場合、必要最低限の散布量とすること。また、風向きや風の強さに注意するとともに、飛散を抑制するノズルの使用や噴霧圧の調整、飛散防止ネットの活用等により、薬剤の飛散防止に努めること。散布後、残った薬剤については適切な処理をすること。
- (2) 散布前には、監督員が指示する方法により、周辺住民・通行者・利用者等に対して周知すること。周知については、現場状況、緊急度を考慮して、口頭・PR紙配布・PR看板設置などの方法で実施すること。特に、農地や小学校等の付近で散布を行う場合は一層配慮すること。
- (3) 散布中及び散布後には、必ず現場に①散布の目的②散布日時③薬剤の種類④施行者⑤発注者等を明記した看板を設置すること。
- (4) 薬剤のラベルに記載されている注意事項又は「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（環境省 水・大気環境局）に定めがあるときや、危害防止のために必要なときは、監督員の指示に従って立入制限処置をとること。

4 その他疑義が生じた場合は、その都度、監督員と協議の上、その指示に従うこと。

○散布前の「PR看板」記載例

○散布中・散布後の「PR看板」記載例

薬剤散布 前のお知らせ	
散布の目的	〇〇〇に発生した病害虫（〇〇〇〇）駆除のため
散布日時	平成〇〇年〇月〇日 午前〇時～〇時
次の場合、散布を延期・中止します。 ・雨がふっている ・雨の予報が高確率である ・強い風が吹いている 延期後の散布予定は、平成〇〇年〇月〇日午前〇時～〇時	
薬剤の種類 希釈倍率・散布予定量	〇〇乳剤（〇〇〇系殺虫剤） 〇〇倍希釈液 約〇〇〇リットル
注意事項 めまい、吐き気、頭痛などの症状がでる可能性があります。 散布場所に近づいて気分が悪くなった場合には、離れて新鮮な空気を吸いましょう。	
施行者	〇〇造園 担当者：〇〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇
発注者	〇〇土木事務所 〇〇係 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

薬剤散布（中・後）のお知らせ	
散布の目的	〇〇〇に発生した病害虫（〇〇〇〇）駆除のため
散布日時	平成〇〇年〇月〇日 午前〇時～〇時
薬剤の種類 希釈倍率・散布量	〇〇乳剤（〇〇〇系殺虫剤） 〇〇倍希釈液 約〇〇〇リットル
注意事項 めまい、吐き気、頭痛などの症状がでる可能性があります。 散布場所に近づいて気分が悪くなった場合には、離れて新鮮な空気を吸いましょう。	
施行者	〇〇造園 担当者：〇〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇
発注者	〇〇土木事務所 〇〇係 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

○「PR用紙」記載例

平成〇〇年〇月〇日
薬剤散布のお知らせ
〇〇〇に発生した病害虫（〇〇〇）駆除のため、 平成〇〇年〇月〇日午前〇時～〇時頃に 〇〇乳剤（〇〇〇系殺虫剤） 〇〇倍希釈液 約〇〇〇リットルを散布します。
次の場合、散布を延期します。 ・雨がふっている ・雨の予報が高確率である ・強い風が吹いている 延期後の散布予定は、平成〇〇年〇月〇日午前〇時～〇時
施行については、十分注意して実施しますのでよろしくお願ひします。 人によっては、めまい・吐き気・頭痛などの症状がでる可能性があります。 散布前後は、窓を閉め、洗濯物などを干さないようにお願ひします。 また、散布中は施行区域内に入らないようにして下さい。 ご不明な点があれば、下記までご連絡下さい。
施行者：〇〇造園 担当者：〇〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇 発注者：〇〇土木事務所 〇〇係 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

薬剂使用実績報告書

平成 年 月 日

委託業務名:

履行期間:

業務場所:

受託人:

No.	業務指示日	使用月日	使用時間	使用場所	商品名	種別 (該当するものを ○で囲む)	対象植物名	対象数量	病害虫名	原液の使用量		散布量 (L)	備考
										薬剤使用量	希釈倍率 (倍)		
例1	○月○日	○月○日	AM○時～○時	○○通○○町地内	トレボン乳剤	虫 展	アメリカフウ	8	本	0.02	L	2000	40
例2	○月○日	○月○日	AM○時～○時	○○公園	バシレックス水和剤	虫 展	サザンカ	2	m	0.02	kg	1000	20
例2					グラミン	虫 展				0.002	L	10000	
1						虫 展							
2						虫 展							
3						虫 展							
4						虫 展							
5						虫 展							
6						虫 展							
7						虫 展							
8						虫 展							
9						虫 展							
10						虫 展							

単位は任意
本・m・m²など

メーカー名は不要

混用時・展着剤は商品名・
薬剤使用量・希釈倍率・備考
のみ記載する(他は空欄)

混用時・展着剤は同じ番号

※カタカナは全角を使用すること
※虫:殺虫剤、菌:殺菌剤、展:展着剤、他:除草剤・植物成長調整剤等

中村公園 特殊樹木維持管理 特記仕様書

1 マツ剪定

(1) 目的

中村公園は豊臣秀吉誕生の地とも言われ、明治 33 年に池泉回遊式の庭園様式の公園として整備された歴史ある公園である。このような背景を持つ公園に歴史的趣を添えている主要なマツについて、良好な成長を助け、景観を維持するものである。

(2) 剪定の種類

樹形の乱れを整え、込み過ぎた枝葉による病虫害や枝枯の発生を防ぐため、整枝剪定及び葉のみみあげを行うこと。

(3) 剪定の方法

剪定の方法は、鋏による剪定、古葉の葉むしりとする。

- ① 伸びすぎた枝、込み過ぎ、形の崩れた枝を切戻し間引きするが、枝分かれした先から剪定するよう注意すること。
- ② 病虫害により侵された枝や枯枝は、剪除すること。
- ③ 対生枝や車枝にしないで、互生の形に整えること。
- ④ 同一方向に同じ枝が重ならないようにすること。
- ⑤ マツ特有の樹形に逆らって、逆方向に伸びた枝や乱れた枝は剪定すること。

2 フジ剪定

(1) 目的

フジの剪定は花を咲かせることに主眼がある。剪定期間を過ぎると早く咲き、満開にならず花も貧弱になる。あるいは花芽がつかなくなったりする。したがって、剪定期間に注意し、各時期の剪定趣旨を十分把握して適切な剪定を行うこと。

(2) 花がら切り

花が終わったら花房を切り取ること。

フジは花房の付け根から脇芽を出して伸びるので、元の方の葉芽を残して花房を切ること。

(3) 夏期剪定

花全体に日があたるように枝を整理すること。内部まで日が届くと内部の枝にも花芽がつくようになるからであること。

- ① 長いつるを切り戻して花芽のつく短い枝を出すようにすること。

- ② 内側へ向かって伸びる不要枝を整理すること。

また、長い枝を切ると残った芽から短い枝が伸びて花芽ができる。そこで長い枝は根元の 5～6 芽を残して、外側の上を向いている芽の上で切ること。

(4) 秋期剪定

この時期の剪定は、花芽を取らないように注意すること。また、枝が充実せずに花芽ができなくなる恐れもあるので、強い剪定はしないよう注意すること。

伸びすぎる枝は、先端を指でつまんで伸びを抑えること。深く切り戻すと、また新しい枝が伸び出して花芽がつきにくくなる。

(5) 冬期剪定

- ① 花芽を切らないように注意しながら枝の整理をすること。

- ② 垂直に立ちあがっている不要枝などを整理すること。棚の下から出た枝はすべて不要枝とみなす。

- ③ 花芽の確認ができれば、枝に 3～4 個の花芽を残して切り詰めること。

- ④ 枝の整理が終わったら、つるの誘引をしながら樹形を整えること。

中村公園 地域等協働 特記仕様書

1 目的

中村公園においては、地域の熱意により多くの催事や公園ガイドをはじめとする日常的なボランティア活動が活発に行われている。このことを踏まえ、公園の管理運営への地域の積極的な参画、ボランティアとの連携、地元学区及び各種団体との連携を通じて、中村公園及び地域の活性化を積極的にすすめること。

2 中村公園振興会事務局業務について

中村公園の発展及び充実を図ることを目的として、この目的に賛助する有志により中村公園振興会（以下「振興会」という。）が組織されている。指定管理者は振興会事務局として以下の業務を行うこと（※1※2）。

- (1) 「中村公園夏まつり」に関する業務。詳細は中村公園夏まつり特記仕様書を参照。
- (2) 「太閤花見茶会に関する業務。」
- (3) 振興会会則に定められている常務理事及び書記の役員を受け持つこと。
- (4) 指定管理者の実施する事業について、必要に応じて振興会役員へ周知し、又は振興会の協力を依頼すること。
- (5) 振興会事務局業務については、必要に応じて中村土木事務所から引継を受けること。

※1 振興会に関する業務は基本的に振興会予算で行うものであり、中村公園夏まつり特記仕様書に記載した業務を除いて、指定管理者として振興会業務に関する費用を負担する必要はない（ただし、8に記載する負担金を除く）。

※2 参考：平成26年度は、総会1回・地元役員会4回をそれぞれ開催。

3 地域の催事

本市及び地元関係団体等が実施する事業について協力すること。特に、以下の事業については多くの来園者があることから、公園の管理運営者として必要な協力をすること。ただし、指定管理者として費用の負担をする必要はない。

- ・太閤まつり
- ・中村区民まつり

4 ボランティア活動への協力

中村公園においては公園の美化や活性化に資するボランティア活動が多く実施されている。他の公園利用者の利用や公園の維持管理業務に支障のない範囲で案内所を打ち合わせ場所や待機集合場所として利用させる等、活動に協力するよう努めること。

5 中村公園記念館の運営への地域の参画について

中村公園記念館の運営にあたっては、地域から協働の提案が出された場合においては、協議のうえ中村公園記念館の管理運営計画に反映するよう努めること。

また、中村公園記念館運営にかかる地域との連携について、提案すること。

6 地域との意見交換会の開催

中村公園の管理運営に関して、地域との意見交換を行う機会を年に1回以上設けること。

7 他施設との連携

中村スポーツセンターや中村公園文化プラザ等隣接する施設との連携を提案すること。

8 振興会への負担金について

現在名古屋市は、中村公園振興会へ催物負担金の支出をしており、中村公園夏まつり等の広報活動や出演者・司会者調整にかかる費用の一部に充てられている。指定管理者は当該負担金（※）を負担すること。

※参考：平成26年度負担金額 24万円

9 その他

本仕様書に明記されていない事項及び疑義がある場合は、別途協議すること。

中村公園 夏まつり特記仕様書

中村公園夏まつりに関する業務

中村公園夏まつり（中村公園振興会等主催）は、中村公園振興会（以下「振興会」という。）総会にて、毎年実施内容が決定される。毎年 7 月末頃行われ、盆踊りや音楽鑑賞会、写生会、花火観賞会が開かれる。

本仕様書は中村公園夏まつりの運営に関し、指定管理者の振興会事務局としての業務を定めるものである。なお、業務の内容については必要に応じて中村土木事務所から引き継ぎを受けること。

1 催事の準備に関する業務

(1) 仮設栈橋・打上げ台設営業務

仮設栈橋・打上げ台の設置は、花火の運搬・点火をより安全に事故のないように行うためのものである。仮設栈橋・打上げ台の材料（丸太・丸太杭・足場板など）は指定管理者が用意すること。

設置の位置・構造の詳細については煙火取扱従事者と十分に打ち合わせる。

設置は花火観賞会開催日の午前中に完了し、撤去は観賞会開催日の翌日正午までに完了すること。

仮設栈橋の材料は振興会の所有であり、平成 27 年度振興会事務局（中村土木事務所）から引き継ぎを受けるものとする。

仮設栈橋の材料の修繕や補充については振興会の予算で行うものとする。

(2) 花火開催時の保安設備設営業務

花火を実施するに当たり指定管理者は、愛知県防災局消防保安課産業保安室が実施する煙火消費者保安講習を受講し、火薬類消費許可申請を行うとともに、愛知県防災局消防保安課産業保安室・中村警察署・中村消防署及び中村公園振興会等の地元と煙火事前打ち合わせを行うこと。

花火当日は、火薬類消費許可申請書に基づき保安員や保安設備を適切に配置、監督を行うこと。

保安設備は、来園者の安全を確保するものであり、仮設構造物ではあるが、その目的を十分にふまえて設置すること。

保安設備の材料はフェンス（H=1.8m、W=1.8m）・木杭・トラロープとする。

設営の位置は関係機関と十分に打ち合わせる。また、出入りが可能となる箇所を火薬類消費許可申請に基づき設けるものとする。

設置は花火観賞会開催日の午前中に完了し、撤去は観賞会開催日の翌日正午までに完了すること。

上記保安設備の材料のうちフェンスは指定管理者において調達をすること。木杭・トラロープは振興会の所有であり、平成 27 年度振興会事務局（中村土木事務所）から引き継ぎを受けるものとする。

木杭・トラロープの修繕や補充については振興会の予算で行うものとする。

(3) 電気・音響設備設営業務

ア 臨時灯設営

臨時灯は、ひょうたん池を夜間電飾することにより、まつりの演出効果を高め、かつ多数の来園者による雑踏から公園利用者の安全を確保するものであり、その目的を十分にふまえて設営すること。

設営の位置は振興会と十分に打ち合わせる。

設置は、まつり初日正午までに完了し、撤去は花火観賞会開催日の翌日正午までに完了すること。

保守点検業務はまつり期間中 PM6:15～PM10:15 に行うこと。（臨時灯点灯時間 PM6:30～PM10:00）

臨時灯は振興会の所有であり、平成 27 年度振興会事務局（中村土木事務所）から引き継ぎを受けるものとする。修繕や補充については振興会の予算で行うものとする。

イ 音響設備設営

電源等、公園施設を有効に活用しながらイベントに応じた音響設備を設置すること。

（過年度実施参考）

- ・電源はステージ左袖にある分電盤を使用する。
- ・SR 用スピーカーをステージの袖壁に設置する。
- ・音源はマイクのほか CD、カセットテープとする。
- ・使用機器は CD プレーヤー、カセットデッキの他、次のものとする。
ワイヤレスマイク 2 台 有線マイク 4 台 卓上スタンド 1 台 床上スタンド 4 台
ワイヤレスチューナー 1 台 その他ミキサー、アンプ等
- ・来園者が感電したり転倒したりしないよう、電気ケーブルは保護カバーをかけるなどし、整理して配置すること。

音響設備については指定管理者において調達をすること。

（4）散水業務

ア 広場の水撒き業務

ステージイベントや盆踊りの開催前に、ステージ前や舗装されていない主園路において、ほこり防止のための水撒きを行うこと。

イ 花火開催前の散水業務

花火による延焼防止のために、打ち上げ場所付近の公園樹木及び隣接する住宅の屋根などへの水撒きを花火打ち上げ前に行うこと。

指定管理者にて周辺住宅への周知を実施前に行い、窓が開いていないか、洗濯物がないかなど確認し、通行人や車両に水がかからないよう十分注意すること。

ウ 降雨時の対応

ステージイベント、盆踊り及び花火開催前に降雨があり、水撒きが不要と判断されるときは適宜水撒きを中止すること。

花火を実施する際、降雨や強風により花火打ち上げや観客の安全性が危惧される場合は、振興会の判断を仰ぎ中止など適切な対応をとること。

（5）テント設営、ステージイベント用イスの設置業務

ア テント設営業務

花火の本部テントとステージ裏の出演者用のテントを設営すること。設営位置、設営・撤去時期については、振興会と調整すること。テントは振興会が手配するものを使用すること。

振興会が手配するテント用の長机（2基）、折りたたみ式のイス（6脚）を設置すること。

イ ステージ用パイプイス等の設置業務

ステージイベントの観客席に折りたたみ式のイスを準備し、3日間のステージイベントに応じて設置撤収すること。なお、設置位置及び撤収時期については振興会と調整すること。イスは指定管理者において調達すること（100脚程度）。

ウ ステージ周辺飾り付け

ステージイベントに応じて、横断幕などの飾り付けを行うこと。飾り付け内容については、振興会と調整すること。飾りは振興会が手配するものを使用すること。

2 安全対策業務

中村公園夏まつりにおいて、来園者及び通過交通の安全を確保するために、指定管理者において下記の業務を行うこと。

人員配置表（人）

配置場所	内容	時間	1日目	2日目	3日目	合計	備考
臨時駐車場	臨時駐輪場舎	17:30~22:00	1	1	4	6	
南北園路	駐車規制	16:30~21:30	2	2	2	6	
通行止めエリア	規制・交通誘導	18:15~21:15	---	---	5	5	
雑踏警備	花火開催日	18:00~21:30	---	---	8	8	
		13:00~21:30	---	---	2	2	

※3日目が花火開催日

（1）警備業務

夜間の誘導警備業務となるため、必要な機材を指定管理者で調達し、着用・携帯して業務を行うこと。

（2）標識類の設営撤去業務

振興会が用意する資材を使用し花火開催時の通行止め及び、必要な標識類の設営・撤去をすること。標識は振興会の所有であり、平成27年度振興会事務局（中村土木事務所）から引き継ぎを受けるものとする。標識の修繕や補充については振興会の予算で行うものとする。

（3）花火開催日の交通規制

交通規制の時間帯はPM8:15~PM9:15であるが、警備員配置の時間帯はPM6:00~PM9:30とする。

業務内容は規制時間帯の車両の交通整理・誘導を行うものとするが、規制時間帯にトラブル等が発生しないよう配備時間内において十分に巡回し、関係者の理解と協力を求めること。

（４）花火開催日の雑踏警備

警備員の人数は８名以上とし、警備区域および警備員配置場所は煙火事前打ち合わせの際関係機関と十分に打ち合わせる事。

警備員配置の時間帯はPM6:00～PM9:30 とし、うち２人はPM1:00～PM9:30 とする。

業務内容は立ち入り禁止区域への侵入、危険行為・迷惑行為に対する警戒と速やかな発見と処置を行うものとする。また迷子・急病人等を保護するものとする。

花火開催日は自転車による来園者が多いため、駐車場を臨時駐輪場としてカラーコーンなどを用いて設置し、開設すること。また、誘導者を付け自転車の整理及び花火鑑賞区域への流入を防ぐこと。

花火鑑賞区域は、来園者による混雑が例年発生する。警察と十分協議し、通路確保等の雑踏対策を適切に実施すること。

3 写生会等

中村公園夏まつり開催期間に写生会及び書道展（以下写生会等とする）を実施し、中村公園夏まつり後に審査、表彰式を行っている。写生会等の台紙や名札、賞状及び楯等の準備を行い、表彰式を振興会と協力して行うこと。

賞状及び楯等の調達にかかる費用は指定管理者において負担する必要はない。

台紙や名札等は、協賛企業等から提供を受けて参加者に配布している。台紙や名札等の提供について振興会と連携して協賛企業等と調整すること。台紙や名札等の調達にかかる費用は指定管理者において負担する必要はない。

写生会等受付業務は振興会が行っている。受付場所の準備は振興会と調整の上実施すること。

写生会等審査は、中村区内小中学校の校長会より推薦を受けた先生が行っている。審査員の依頼や審査会の準備などを、振興会と調整の上実施すること。

写生会等展示及び表彰式は、中村公園文化プラザで実施している。展示や表彰式にあたり、中村公園文化プラザ内の関係機関と調整を行い実施すること。

4 広報活動

中村公園夏まつりに関する広報活動を振興会と協力して行うこと

5 催事運営

中村公園夏まつり期間の催事スケジュール等の調整は振興会と十分調整して行うこと。

6 その他

催事内容は年度ごとに振興会総会にて決定される。催事内容に変更があった場合は柔軟な対応をおこなうこと。

関係機関との協議の結果、安全対策に関する業務等の内容に変更が生じた場合はその結果に従うこと。

振興会の会員に中村公園周辺の公共施設の管理者が含まれている。中村公園夏まつり催事に当たり、周辺施設を有効に活用することで、地域に根差した催事となるよう、関係機関とよく調整し必要に応じて催事の共同運営も検討すること。

なお、本仕様書に明記されていない事項及び疑義がある場合は、別途協議すること。

中村公園記念館冷暖房機器 特記仕様書

1 業務内容

中村公園記念館各室において、利用者が快適に利用できるようにするため、冷暖房機器（室内空調機器・室外機）（以下「冷暖房機器」という。）を4機設置すること。

2 取付位置

中村公園記念館が歴史的価値のある建築物であることを考慮し、冷暖房機器の取付位置にあつては、別添「中村公園記念館平面図」の取付位置を参照するほか、現場を確認の上、取付位置を決定すること。

3 設置時期

平成28年6月末日までの間で、指定管理者と本市との協議により決定する。

4 設置に係る配線・壁補強等について

(1) 設置に係る配線・壁補強等

- ・ 電源は、別添「中村公園記念館平面図」に記す専用コンセントから取得すること。
- ・ 必要な配線、落下防止等に十分な壁の補強等を行うこと。
- ・ 歴史的価値のある建築物であることを考慮し、冷暖房機器や配管については景観に配慮した仕様とすること。

(2) その他

- ・ 冷暖房機器に付帯する一切の業務は見積範囲内に含める。
- ・ 試運転調整を確実にすること。
- ・ 設置前及び設置後の写真を撮影し、画像ファイルで提出すること。
(デジタルデータによる提出可)

5 損害補償

本業務の設置作業等に起因する施設損壊等の損害補償については、指定管理者の負担とする。

6 設置確認及び引渡し

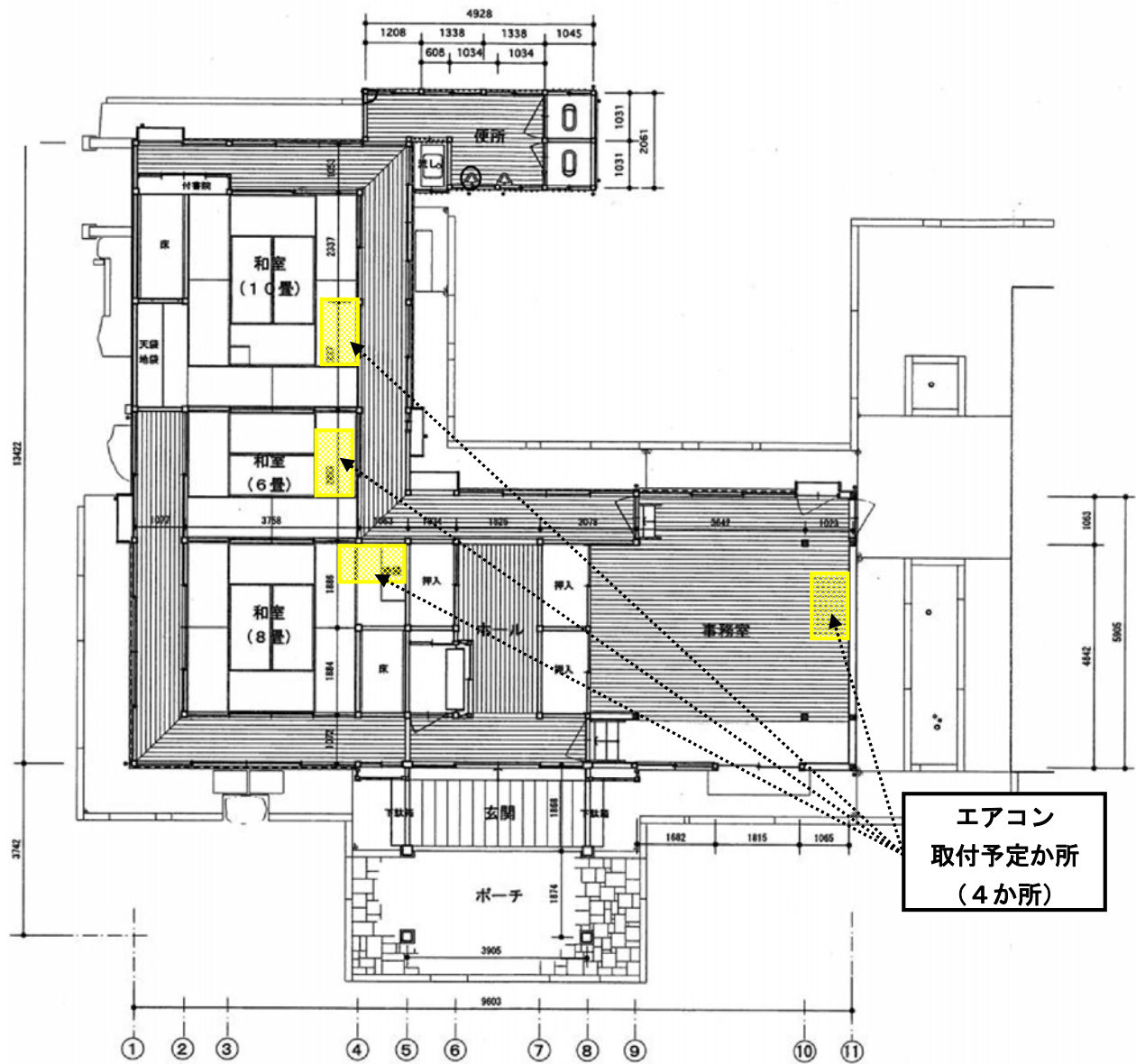
設置完了後の本市所管課の確認により、提案及び協議どおりの設置であることを確認できた上で、本市の備品として引渡しを受けるものとする。

7 保証等

引渡しの日以後も、指定管理期間中は適当な保守点検を行うとともに故障等が発生した場合は指定管理者による修繕業務の一環として修理等を行うこと。

8 協議事項

本特記仕様書に明記されていない事項及び疑義がある場合は、別途協議するものとする。



平面図